

公的研究費の使用に関する行動規範

施行：2022年（令和4年）11月25日

公益財団法人 NIRA 総合研究開発機構（以下「財団」という。）に所属する非常勤を含む研究者及び事務職員（以下「職員等」という。）は、公的研究費を使用する上で、以下の行動規範を遵守しなければならない。

- 1 職員等は、公的研究費が財団の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 職員等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び財団が定める諸規程を遵守しなければならない。
- 3 職員等は、研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適正に使用しなければならない。
- 4 職員等は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 6 職員等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 7 職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。